

雇用保険法施行規則及び社会保険労務士 法施行規則の一部を改正する省令案要綱



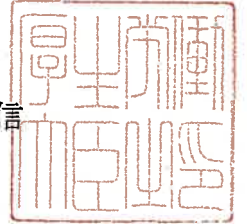
厚生労働省発職 0612 第 7 号

令和 2 年 6 月 1 2 日

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



別紙「雇用保険法施行規則及び社会保険労務士法施行規則の一部を改正する
省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

雇用保険法施行規則及び社会保険労務士法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 雇用保険法施行規則の一部改正

一 雇用保険法附則第十四条の二第二項の厚生労働省令で定めるものは、新型コロナウイルス感染症小學校休業等対応コース助成金とすることとする。

二 雇用保険法施行令附則第五条第一項第二号の厚生労働省令で定める助成は、休業に係る助成及び教育訓練に係る助成（訓練費を除く。）とすることとする。

第二 施行期日

この省令は、公布の日から施行すること。